

韓国における外来語表記法の政策の変遷 —仮名のハングル表記を中心に—

Tracing the History of Foreign Language Policy in Korea:
Emphasis on Korean Notation in Japanese

李 忠 均

Abstract

This paper investigates the policy of foreign words notation in South Korea, and considers changes in the rules for the conversion of foreign words that come from Japanese into Korean pronunciation conventions.

The first principle of foreign words notation policy is not to use characters other than the current 24 characters, and the second principle is to try to be as close as possible to the original sound of foreign languages based on phoneticism. However, phoneticism must be technically formulated after considering the first principle.

Such a technical composition is expressed in Japanese Kana into Korean letters, by being divided into plain or aspirated consonants depending on where the phonological position is, the beginning or medial. Moreover reinforced consonants are not used in foreign words notation in principle, but they are used exceptively to express Japanese voiceless affricate.

Foreign language notation has taken the direction of seeking the simplicity of the notation system in consideration of ordinary speakers. When we investigate the actual situation of language life, we found the mixed use of “*sseu*” and “*cheu*” and the use of aspirated consonants at the beginning of words. In order to solve this situation, it is suggested that the principle of foreign words notation for ordinary speakers should be newly applied.

キーワード：語文規範、ハングル正書法、外来語表記法、外来語表記法の統一案、ローマ字のハングル化表記法

1. はじめに

韓国における「語文規範」とは、言葉を文字に表す、あるいは言語を発するなどの言語生活で守るべき公式な基準である。現在、韓国政府が制定した語文規範には、「ハングル（韓国語文字）正書法」「標準語規定」「外来語表記法」「国語（韓国語）のローマ字表記法」の四つがあり、この中でハングル表記法に関連する規定は「ハングル正書法」と「外来語表記法」である。この表記法に関することは、韓国の文化体育観光部¹⁾の付属機関で韓国語研究機関である「国立国語院」が担当しているが、2004年までは政府の各機関の間で基準とする表記法が異なり²⁾、混乱が生じることが多々あった。

表記の差から発生した混乱は、特に語文規範の中でも「外来語表記法」に集中している。その理由は、外国との活発な文化接触により、科学、医学、教育、スポーツ、芸術などに関わる外国語が入り、数多くの外来語が生産されたからである。また、日々発展している科学技術やそこから派生する用語により、多数の外国語及び外来語が混用及び乱用された状況であったためであるが、このような混乱は今日でも同様である。

「外来語」とは、外国との接触過程から入り、自国語のように使われる言葉を表す³⁾。韓国の場合、紀元前2世紀頃から、隣接する中国との接触を通して漢字と漢語が入ってきた。そして西欧諸国との接触が本格化した19世紀末には、西欧語が流入する。漢字を受け入れ漢語を受容した歴史は非常に長く、語彙数も多く、固有語のように使用されている。そのため、外来語を指す時、漢語は外来語とは区分されるのが普通である。すなわち、韓国語の語種は、語彙の出自から、固有語、漢語、外来語の三種に分けられる。

韓国における漢語以外の外来語は、1876年に開港したのち、1880年代になってから本格的に入ってきた。外国語が流入する初期にはその表記法や表記原則が定まっていなかったため、一つの音韻や同一の調音方式をもつ一連の音韻が多様な形で表記された。これは外国語が国語の語彙として位置付けられる過程ともみられるが、社会的な約束という表記法の機能的な側面からは表記の混乱（揺れ）ともみられる⁴⁾。

このようなことから外来語表記法の制定が必要とされたが、外来語表記法が明示的な規定として定められ、韓国人の言語生活を規制するようになったのは、表記法の歴史からみれば最近のことである。以前までは明示

的な規定に則った表記より、慣習的な表記が行われてきたとも言える⁵⁾。現在、表記法の制定を担当している文化体育観光部と国立国語院の資料を参考にしつつ、外来語表記法の制定と変遷の沿革を一瞥すると表1の通りである。

表1 外来語表記法の沿革

・1933年	朝鮮語学会「ハングル正書法の統一案」の一つの項目として 外来語表記方法の原則の提示
・1940年	朝鮮語学会「外来語表記法の統一案」制定
・1948年	文教部、学術制定委員会「外来語の書き方」制定
・1958年	文教部「ローマ字のハングル化表記法」制定
・1959年	文教部、編修局「編修資料第1号」発刊 …「ローマ字のハングル化表記法」及び一部の細則、表記 の例の提示 文教部、編修局「編修資料第2号」発刊 …外国地名表記の詳細の提示
・1960年	文教部、編修局「編修資料第3号」発刊 …英語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、日本語、 中国語の表記方法の提示
・1963年	文教部、編修局「編修資料第4号」発刊 …人名・地名の詳細の補完、中国語及び日本語の表記一覧 表の提示
・1972年	「編修資料第3・4・5・6合巻」発刊
・1986年	文教部告示第85-11号「外来語表記法」制定 …英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、 日本語、中国語からの外来語を対象とする
・1992年	文化部告示第1992-31号 …東欧の5ヶ国言語の外来語表記法の提示
・1995年	文化体育部告示第1995-8号 …北欧の3ヶ国言語の外来語表記法の提示
・2004年	文化観光部告示第2004-11号 …東南アジアの3ヶ国言語の外来語表記法の提示
・2005年	文化観光部告示第2005-12号 …西欧の2ヶ国言語とロシア語の外来語表記法の提示

上記の沿革から分かるように、外来語表記法は変貌と補完を繰り返してきた。その理由としては、一つ目に、根本的に韓国語の音韻体系が時代によって変化をしたため、外国語と外来語が韓国人に受容される過程も時代によって変化する点が挙げられる。二つ目には、外来語は韓国語と全く音韻体系が異なる言語から借用されるため、言語ごとに表記法が異なり、その細則も複雑であることがある。しかし、語文規範は、専門家だけでなく一般の韓国語話者のために存在するものである。したがって、表記法はできるだけ原音に近い表記をしようとする努力と共に、簡潔かつ体系性のための技術的配合も伴われることとなっている⁶⁾。三つ目には、外来語表記法が制定されても、表記規範と現実の間にズレや不一致がある状況が続いたとすれば、新たな語文規範が必要とされるためである。

ところが、日本語のハングル表記法に関する従来の研究は、上記のようなより合理的で使いやすい外来語表記規範を立てようとする政策上の努力は考慮されないまま、主に表記の実態を調べ、1986年制定された「現行の外来語表記法」の問題を指摘する程度にとどまっていた。そこで、本稿では外来語表記法の政策を通時的に調査しながら、日本語のハングル表記の政策の変化に着目し、日本語から入ってきた外来語が韓国語の慣習的な発音に合わせられ、文字化する規則の変化について考察する。

2. 先行研究

韓国語における外来語表記の変遷過程に関する通時的な研究は、『訓民正音』の創製以前から「現行の外来語表記法」までの表記の歴史を調査した、任洪彬の「外来語表記の歴史」(1996)が挙げられる。この研究では表記の歴史を総合的に調べるため、外来語の概念を検討した後、漢字語の外来語的な性質について論じており、西欧外来語に対する漢字表記の衰微までの過程が詳細に記述されている。朴昌遠・金秀炫(2004)は、外来語のハングル表記以後の表記法の変遷について音韻論的な立場から考察したものである。この研究は、子音(音節初、音節末)、母音(短母音、二重母音)、長音に細分化し、外国語(主に英語)が韓国語の音韻体系に合わせ文字化する規定の変化を追跡し、まとめたものである。またLee, Gyeong-suk(2016)は、「現行の外来語表記法」以前に、外国語と外来語をハングルで表記することを担当した編修局の表記規定の変遷過程を調査したものである。

この他にも外来語の概念を規定し、表記法の政策の歴史を調べた研究としては、金世中（1990, 1998）、林東勳（1996）、沈在箕（2008）があるが、いずれも外来語表記法の原理を政策的な観点から考察している。外来語をハングルで記すのは、外国語を正確に発音するためではなく、韓国語の母語話者にとって、韓国語の特徴を活かしながら、利便性・一貫性・規則性のある外来語表記をするためである。それは、たとえ原音と離れても、簡潔で体系化した表記法を選ぶのが原理だという。また、表記法の実例として英語から入ってきた外来語表記の例を示している。

一方、日本語のハングル表記に焦点を当てた研究のなかには、通時的にアプローチした研究は見当たらず、主に「現行の外来語表記法」の問題点のみを扱っているのがほとんどである。このような研究には、金貞禮（1995）、康仁善（1996）、崔在喆（1999）、高秀晩（1999）、閔光準・趙南徳（2002）⁷⁾があるが、韓国語の構造の根幹を揺るがさない範囲内で、日本語の発音や音韻意識、文字と表記を最大限に尊重する保障する立場であり、具体的根拠を示すより、日本語の韓国語表記法を一部修正した案を提示している。そして Koo, Bon-kwan（2010）による、外来語表記に関する実態調査を行った研究機関の報告書があるが、これによれば、外来語表記の規範と言語生活とは実際一致していないことが確認できる。

また、片茂鎮（1999）と Kim, Yong-gak（2008）による研究も挙げられる。片は日本語の韓国語表記についての歴史的考察を通じて、慣用的表記に基づいた日本語の韓国語表記の案を提示したが、現代韓国語ではほとんど発音されていない濃音を表記上で幅広く認めてしまうことにより、むしろ言語の歴史性を反映していないことになってしまったという問題点を抱えている。Kim は韓国の日本語学習者のための効果的な発音教育の側面から仮名のハングル表記の修正案を提示したが、音声中心的な立場に偏重しているため、日本語の韓国語表記を過度に単純化してしまい、表記法を改善しようとする流れに逆行していると指摘せざるをえない。

3. 外来語表記法の規定の変遷

3.1. 「ハングル正書法の統一案」（1933）の外来語表記の規定

外来語表記の原則を初めて明かしたのは、朝鮮語学会（現在ハングル学会）の「ハングル正書法の統一案」（1933）である。朝鮮語学会は、ハング

ル正書法の統一のための作業の一環として、外来語表記法の制定に着手する。これについて前書きでは次のように述べている。

朝鮮語学会では、1930年12月13日総会の決議で「ハングル正書法の統一案」の制定に着手したときから、外来語及び外国の人名・地名などの表記現象を統一するため、研究や努力を続けてきた。

しかし、正書法の統一だけでも膨大な作業だったため、外来語表記法が公表されるまで10年もかかることになる。「ハングル正書法の統一案」では、第6章第60項で外来語表記法について次のような原則だけ定めた。

- ① 新たな文字や符号を使わない。
- ② 表音主義を取る。

第1項の原則は、外来語を国語の語彙として位置付けた場合、その表記も国語の表記に使用する子音・母音や符号だけを使用しなければいけないということである。各論第1章第1節でハングルの子音と母音の数は24字にし、その順序を次のように定めている。

ㄱ, ㄴ, ㄷ, ㄹ, ㅁ, ㅂ, ㅅ, ㅇ, ㅈ, ㅊ, ㅋ, ㆁ, ㆏, ㆑, ㆒, ㆓, ㆔, ㆕, ㆖, ㆗, ㆘, ㆙, ㆚, ㆛

当時は、ハングルには存在しないが、外来語の「v」と「f」の音を表記するため、新たに作られた二重字の「ㅅㅅ」と「ㅍㅍ」などが用いられた(図1)。ところが、新しい文字を作ることは第1項の規定に反する。第1項の規定では、外来語が外国語からできた語彙であっても、外国語が韓国語に入ると韓国語の音に変わり、それによりハングルの子音・母音だけで表記すべきことを明示している。つまり、原音の表記を志向しても、表記としての限界



図1 1928年のフォード自動車の広告⁹⁾

をも決めていると解釈できる⁸⁾。

そして、第2項の規定はこれまで混乱を呼び起こした文字表記を優先とする転字(transliteration)と発音通りに表記する転写(transcription)のなかで、転写による表記に外来語表記の原則を決めたことになるが、これは以後の外来語表記法の大きな柱となった。

3.2. 「外来語表記法の統一案」(1940)

3.2.1. 「外来語表記法の統一案」の発表

外来語表記法は、朝鮮語学会が1930年にハングル正書法の統一案の制定に着手してから8年をかけて、「外来語表記法」「日本語表記法」「国語(韓国語)のローマ字表記法」「国語(韓国語)の万国音声記号表記法」など4つの原案を作成した。朝鮮語学会は「外来語表記法の統一案」(以下「外来語表記法の統一案」を「統一案」記す。)の専門性を高めるため、学会の会員のみならず国内外の教育・研究機関の音声科学の有識者からの専門的な理論と助言を反映した。この原案につき2年間の試行と補完を重ね、1940年6月に初めて体制と原則を構築した「統一案」を発表し、1941年に発行した。

この時期は日本語が国語の位置を占めていた時代であり、韓国人によるハングル表記法は独立運動や啓蒙運動の一環で民間団体の研究として行われていたため、政府による表記法の政策に影響を及ぼすことはできなかった。しかし、この「統一案」に盛り込まれた理論的土台は、独立後の表記法の政策に反映され、「現行の外来語表記法」の語文規範にまで続いている。

「統一案」は総則・細則・付録(2章3節17項)の構成になっている。第1章の総則では次のような二つの原則を提示している。

- ① 外来語をハングルで表記するには、原音の綴字や語法的形態の如何を問わず、全て表音主義にし、現在使用するハングルの子音・母音や字形だけで記す。
- ② 表音は、言語の発音を正確に表示した万国音声記号を標準とし、下の対照表により記すことを原則とする。

3.2.2. 日本語表記法の総則及び細則¹⁰⁾

日本語表記法は付録1に収録され、仮名ハングル対照表をはじめとする総則2項と細則8項で構成されている。外来語表記法が発行された植民地時代には、朝鮮人に日本の仮名文字を普及するため、朝鮮総督府が提示した仮名文字とハングルとの対照表があった。これは普通学校の朝鮮語読本などをとおして朝鮮人に日本語を教えることと、日本人警察や教師の韓国語習得を念頭に置いて定めたものであった。

表2 朝鮮総督府の案(朝鮮総督府「普通学校 朝鮮語読本 編纂の要旨」の案)

カナ	ハングル
アイウエオ	아 이 우 에 오
カキクケコ	가 기 구 계 고
サシスセソ	사 시 스 세 소
タチツテト	다 지 쓰 데 도
ナニヌネノ	나 니 누 네 노
ハヒフヘホ	하 히 후 헤 호
マミムメモ	마 미 무 메 모
ヤイユエヨ	야 이 유 에 요
ラリルレロ	라 리 루 레 로
ワヰウヱヲ	와 이 우 에 오
ガギグゲゴ	°가 °기 °구 °계 °고
ザジズゼゾ	°사 °시 °스 °세 °소
ダヂヅデド	°다 °지 °스 °데 °도
バビブベボ	°마 °미 °부 °베 °보
パピプペポ	마 미 부 베 보
キャキュキョ	가 규 교
ギャギュギョ	°가 °규 °교
シャシュシヨ	샤 슈 쇼
ジャジュジョ	°샤 °슈 °쇼
キュウキョウ	규우 교오
シュウショウ	슈우 쇼오

ローマ字表記の場合、1984年案からの変更点は、子音の表記の際、語頭と語中・語末の表記に区別を置かないことである。

一方、「統一案」は総則により「日本語の音をハングルで表記するには標準発音による表音主義をとり、現在使用するハングルの子音・母音や字

形だけで記す」とし、「仮名・ハングル対照表」が提示されている。「仮名・ハングル対照表」は単語一覧表の形式をとっているが、総則に列挙された単語一覧表と8項で構成された細則から、仮名のハングル表記がうかがえる。

総則と細則の第1～5項に挙げられた「仮名・ハングル対照表」に該当する単語一覧表を表で示すと次のようになる。

表3 仮名・ハングル対照表*(1)

カナ	ハングル		
	語頭	条件	語中・語末
アイウエオ	아이우에오	—	아이우에오
カキクケコ	가기구게고	— ツの次	까끼꾸께꼬 가기구게고
サシスセソ	사시스세소	—	사시스세소
タチツテト	다지쓰테도	— ンの次 ツの次	다찌쓰테도 따찌쓰떼또 다지쓰테도
ナニヌネノ	나니누네노	—	나니누네노
ハヒフヘホ	하히후헤호	—	하히후헤호
マミムメモ	마미무메모	—	마미무메모
ヤユヨ	야유요	—	야유요
ラリルレロ	라리루레로	—	라리루레로
ワ(ヰ)(ヱ)(ヲ)	와(이)(에)(오)	—	와(이)(에)(오)
ン		* (2)	ㅇ, ㄴ, ㄹ
ッ		* (3)	ㅍ, ㅊ, ㅋ, ㆁ
ガギグゲゴ	가기구게고	—	가기구게고
ザジズゼゾ	자지즈제조	—	자지즈제조
ダヂヅデド	다지즈데도	—	다지즈데도
バビブベボ	바비부베보	—	바비부베보
パピプペポ	파피푸페포	— ンの次 ツの次	파피푸페포 빠빼뿌빼뽀 바비부베보
キャキュキョ	가규교	— ツの次	까규교 가규교
ギャギュギョ	가규교	—	가규교
シャシュシヨ	샤슈쇼	—	샤슈쇼
ジャジュジョ	자주조	—	자주조
チャチュチョ	자주조	—	짜쥬쥬

カナ	ハングル		
	語頭	条件	語中・語末
ニャ ニュ ニョ	냐 뉴 뇨	—	냐 뉴 뇨
ヒャ ヒュ ヒョ	햐 휴 효	—	햐 휴 효
ビャ ビュ ビョ	뵤 뷰 효	—	뵤 뷰 효
ピャ ピュ ピョ	ㅍ 퓨 효	— ンの次 ッの次	ㅍ 퓨 효 ㅍ 퓨 효 ㅍ 퓨 효
ミャ ミュ ミョ	먀 뮤 효	—	먀 뮤 효
リャ リュ リョ	랴 류 효	—	랴 류 효

※ (1) 「外来語表記法統一案」(1941)、33~41 項を基に李忠均作成

※ (2) 終声やア、カ、ガ、ハ、ヤ、ワ行の前では終声ㅇで、サ、ザ、タ、ダ、ナ、ラ行の前では終声ㅅで、マ、バ、パ行の前では終声ㅍで記す。

※ (3) サ、タ行の前では終声ㅅで、カ行の前では終声ㅍで、パ行の前では終声ㅍで記す。

「統一案」と総督府案はガ・ザ・ダ・バ・パ行の表記が相違するが、「統一案」で日本語の濁音を別の記号で処理しなかったのは、新たな文字や符号を使わないという原則に従ったことである。そして、総督府案ではパ行を「ㅍ」にしたのに対し、「統一案」では「ㅍ」にしたのは、パ行の音価を激音ととらえたからである。これは日本の文部省が制定した「仮名のローマ字表記法」でパ行を「p」にしたことにも当てはまることであると説明している¹¹⁾。

この他に、細則第6項では長音ウとオの表記に関することが書いてあるが、簡略に整理すると次のようになる。

- ① 長音を表すウはウ段では「우」でオ段では「오」で記す。

フウ(封) 후우, ユウズウ(融通) 유우즈우, ヨウ(用) 요오, トウキョウ(東京) 도오쿄오

- ② 二つ以上の音節をもつ言葉は最後の長音を弱音にすることを許し、この場合スウ、ズウ、ツウは「수」「주」「추」で記す。

キンキョウ(緊急) 갱급(우), トウキョウ(東京) 도오쿄오(오), ユウズウ(融通) 유우주(=즈우), リュウツウ(流通) 류우추(=쓰우)

細則第7項では「すでに広くまたは長く慣習のように使われる言葉はそのまま記す」のように慣用を原則とし、その例として「가마니(吠)」「구

두(靴)「가께수리(カケスズリ)」「남미(鍋)」を挙げている。すなわち、実際話者に使われる言葉を尊重し、鍋を「나뭇」ではなく「남미」、靴を「구즈」ではなく「구두」としたようなことである¹²⁾。このようなことから、外来語の本質を韓国語に同化した言葉として認識していることと、外来語表記法を韓国人の言語使用とコミュニケーションに適した実用主義を基にしていることがうかがえる。

最後の細則第8項には「外来語になった言葉は本案ではなく外来語表記法に従い、方言を表示する時はその地方の実際の発音によって記す」と書いてある。この細則は、日本語の方言のような、韓国語に吸収されていない日本語をハングルで表記するという特殊な状況における日本語の韓国語表記の原則とも捉えられる。このような原則は「現行の外来語表記法」にも適用され、外来語ではない日本語を表記する際、仮名のハングル表記に従って記すような言語規範として実現されているものと考えられる。

3.3. 「外来語の書き方」(1948)

3.3.1. 外来語の書き方の制定

「外来語の書き方」(以下「外来語の書き方」を「書き方」と記す。)は、韓国政府の樹立後、政府が制定した最初の外来語表記法として、文教部の「学術用語制定委員会」の20人と「言語科学委員会」で作成したものである。構成員は言語研究者22人で、朝鮮語学会で制定した「統一案」に参加した人と重複しないようにしたため、「統一案」とは違う表記法を提示することとなった。

「書き方」は、原音主義に従う立場から、世界の言語学者が自国の音を国際音声記号にうつした表をハングルに書く転写法を採択している。なお、各国の音を正確に転写しようとする意図から、ハングルにはない「△」「ㄹ」「ㅍ」「ㅅ」のような文字を外來語表記に導入した。また、表記法の政策として、日本・中国の人名や地名を人為的に規定し表記しようとも試みた。この案を教科書に適用するため、1956年1月、文教部は「外国の人名・地名表記法」を作成したが、ハングルにない文字を使用するなど複雑で実用性に欠け、教科書に取り入れられるには至らなかった。

3.3.2. 「統一案」と異なる特徴

「書き方」の体制は、目次3項と細則3項にわたっており、ハングルの子音・母音の対照表と解説を本文で示し、日本語とローマ字を書く部分を細則で提示した点は「統一案」と同じ構成である。しかし、破裂音、破擦音のような用語を韓国の固有語で造語するなど「統一案」との差もみられる。

「統一案」と対照的な特徴としては、まず、「統一案」は1音1字主義であるが、「書き方」は1字多音主義であることが挙げられる。例えば、「統一案」では音声記号「p」が「ㅍ」に対応するが、「書き方」では「ㅍ」「ㅃ」「ㅍ」「ㅍ」と表記されることである。次に、「統一案」では「現在使用するハングルの子音・母音や字形だけで記す」ことを総則第1項で明示しているが、「書き方」は外国語の原音を正確に反映するため、当時使われていない「△」「ㄱ」「ㅍ」「ㅍ」のような文字を外来語表記に導入している。最後に、破裂音、破擦音における激音、清音、濁音の表記体系が異なることが挙げられる。

表4 「書き方」における破裂音・破擦音の激音・清音・濁音

音声記号 ハングル	激音 清音 濁音			激音 清音 濁音			激音 清音 濁音		
	kh	k	g	th	t	d	ph	p	b
語頭 (原則)	ㅋ	ㆁ	ㄱ	ㅌ	ㄷ	ㄸ	ㅍ	ㅍ	ㅃ
語中の濁音	ㅋ	ㄱ	ㄱ	ㅌ	ㄷ	ㄷ	ㅍ	ㅃ	ㅍ
終声 (パッチム)	ㅋ	ㆁ	ㄱ	ㅌ	ㄷ	ㄷ	ㅍ	ㅍ	ㅍ

上記の表の激音、清音、濁音の体系は「書き方」の仮名ハングル対照表にも適用され、「g」「d」「b」「dz」を語頭で「ㄱ」「ㄷ」「ㅃ」「ㅍ」と表記するのは、「統一案」や「現行の外来語表記法」ともっとも区別されるところである。

前述した三つの試みは、言語の音に普遍性があるという前提から、各外国語の原音を正確に表記しようとしたものであったが、実際には使いにくく、表記の発展的傾向と相反していた¹³⁾。「書き方」は、外来語の本質が理解できておらず、昔のハングルの子母を復活させ、濃音の表記を広範囲に使用するなど不合理的な点が現れていたため¹⁴⁾、試案にとどまり、表記法としては定着されなかった。

3.3.3. 日本語のハングル表記

仮名のハングル対照表は、細則1の「I.日本語をハングルで書く方法」に収録され、五つの項で構成されている。第1項から第4項までの内容と「統一案」の異なるところを整理すると次のようになる。

表5 「書き方」の「日本語のハングル対照表」※(1)

カナ	ハングル		
	語頭	条件	語中・語末
タチツテト	다 지 쓰 테 도	ッの次	따 지 쓰 테 도
ッ		※(2)	ㅌ, ㄷ, ㅌ, ㅍ
ガギグゲゴ	까 끼 꾸 게 꼬	—	가 기 구 게 고
ザジズゼゾ	ㄷㅌ ㅌㅌ ㅌㅌ ㅌㅌ ㅌㅌ	—	자 지 즈 제 조
ダヂヅデド	따 지 ㅌㅌ 테 도	—	다 지 ㅌㅌ 테 도
バビブベボ	하 히 후 헤 호	—	바 비 부 베 보
パピプペポ	마 미 무 메 모		ㅍㅍ ㅍㅍ ㅍㅍ ㅍㅍ

※(1)「外来語の書き方」(1948)、31~33項を基に李忠均作成、拗音は省略。

※(2) サ行の前では終声ㅌで、タ行の前では終声ㄷで、カ行の前では終声ㅌで、パ行の前では終声ㅍで記す。

「統一案」との相違点には、「ッ」を「쓰」で、濁音を濃音で表記することと、現代ハングルで用いない昔の字である「ㄷㅌ」が外来語表記に導入されたことなどがある。このなかで「ッ」を「쓰」に変えたのは、「ッ」を「쓰·쓰·쓰」などと混用する現場の事情とも関係があると考えられる。

その他にも、第5項では長音符号に関する表記法が説明されているが、ウの場合、ウ段の下では「우」、オ段の下では「오」で書き、ハングル「으」の下では「으」で書くようになっている。例えば、「류우오오 (流行)」「도오오오 (東京)」「象오」などがこれに該当する。

最後に、添付では、「ㄷㅌ」を使わない場合、「ㅌ」にすると記載されている。「キサイク (木細工) 기사이꾸」「ゴザイマス (御座) 꼬사이마스」などの例があるが、これは慣用を認めたのか、それとも「ㄷㅌ」が使いにくいいため「ㅌ」に替えてもよいことにしているのか、その意図が不明確である。

3.4. 「ローマ字のハングル化表記法」(1958)

3.4.1. 「ローマ字のハングル化表記法」の制定の経緯と概要

「ローマ字のハングル化表記法」(以下「ローマ字のハングル化表記法」

を「ハングル化」と記す。)は、1958年1月、文教部で公示した二つ目の外来語表記法である。タイトルからみられるように、外来語表記をローマ字のハングル化と認識したことは問題であるが、表記の基本原則は朝鮮語学会の「統一案」を継承し、「現行の外来語表記法」の模範となっている。「ハングル化」では表記の基本原則を次のように示す。

- ① 外来語（ローマ字）表記にはハングル正書法による子音・母音の24字を使う。
- ② 外来語の1音は原則的に1記号で記す。異音（allophone）があっても主音（principal member）のみ表記することを原則とする。
- ③ 終声（パッチム）は、破裂音では「ㅂ・ㅅ・ㅈ」、鼻音では「ㄹ・ㄴ・ㅇ」、流音では「ㅇ」のみ使う。
- ④ 英語、米語の発音が相違する場合、それを区別して記す。
- ⑤ すでに慣用化した外来語はそのまま表記する。

上記の原則を「統一案」と比べると、第1～2項は「統一案」の原則を具体的に補完した規定であり、第3～5項ははじめて登場するものである。

「ハングル化」の第1項と第2項により、韓国語にない音を表記するため新たに用いられた文字は、外来語表記からその姿が消えることになる。また、主音表記を原則とし、韓国語の音韻を重複して使っても外来語の原音に類似した表記をするよう示している。

第3項では、外来語の終声は代表音で記し、例外的に「ㄹ」の表記を認めている。これについて林（1996）では、「統一案」が提示した表音主義の表記原則を具体化したことだと理解している。例えば、英語の「coffee shop」から借用した外来語の発音は「커피숍」になるため、「커피숍」とは書かず「커피숍」¹⁵⁾と記す。この外来語の終声は「커피숍미・커피숍베서」のように母音からはじまる助詞の前でも「ㅂ」の音になるためである¹⁵⁾。なお、外来語表記において、固有語・漢語とは異なり「ㄹ」の代わりに「ㄴ」を用いるのは、形態音韻上の特徴によるものである。例えば、「robot」から由来した外来語は子音の前では「로봇」と発音されるが、母音からはじまる助詞「을」のまえでは、「로봇」が「로보슬」と発音されることから、その理由がうかがえる。

最後に、第5項では、多様なルートから入ってきた外来語について、原則だけで表記の一貫性を図るには無理があり、外来語表記のあり方を改め

るとむしろ使いにくくなる可能性があるため、慣用を尊重することを示す。

なお、「ハングル化」では外来語表記に関する具体的な規定が整っていなかったため、「ハングル化」を修正・補完する細則が必要となった。この細則は、文教部の編修局で定め、編修資料により提示されたもので、文教部は、1959年から1977年まで教科書の編纂のための編修資料を第7号まで発行し、検定・認定教科書に適用した。

3.4.2. 「ローマ字のハングル化表記法」における日本語のハングル表記

日本語のハングル表記に関する方法と表記一覧表は、文教部の編修資料の第3号と第4号に載っている。

編修資料第3号にある日本語の表記法は次のとおりである。

表6 編修資料第3号の日本語の表記法

日本語をローマ字に表記したのをローマ字表記法に従ってハングルに表記することを原則とするが、いくつかの例外がある。						
日本語	カ	ガ	タ	ダ	パ	バ
ローマ字	ka	ga	ta	da	pa	ba
ハングル	카	가	타	다	파	바
例外						
① ス ズ ツ (tu) チ (ti) ヅ チ						
스 즈 쯔 치 즈 지						
② 長音のウは、同じ母音を重ねる。						
例：トウキョウ 투오쿄오						
③ ①であってもウだけ付く長音の場合、ウで記す。						
例：スウ 수우, ツウ 쑤우						
④ ンはㄴを原則とするが、カ・ガの前ではㅇで記し、マ・バの前ではㄹで記すことができる。						
例：カンジ 칸지 マンガ 망가 サンマ 삼마						
⑤ 重ねて違う発音になる言葉は発音通り記す。						
例：シャ 샤, ヒョウ 효, キュウ 큐우, ラウ 로오						

編修資料第4号には「1. 人名・地名表記の原則」のなかで「日本人名は過去・現存の区別なしに仮名のハングル化表記法により日本音で表記し、漢字の注を付す」と定めている。

表7 仮名のハングル化表記一覧表

カナ	ハングル
アイウエオ	아이우에오
カキクケコ	카키쿠케코
サシスセソ	사시스세소
タチツテト	타치쓰테토
ナニヌネノ	나니누네노
ハヒフヘホ	하히후헤호
マミムメモ	마미무메모
ヤイユエヨ	야이유에요
ラリルレロ	라리루레로
ワヰウヱヲ	와이우에오
ン	ㄴ
ガギグゲゴ	가기구게고
ザジズゼゾ	자지즈제조
ダチヅデド	다지즈데도
バビブベボ	바비부베보
パピプペポ	파피푸페포

上記の表記法の特徴は、仮名を直接ハングルで表さず、仮名をローマ字にしてからハングルに表記する方法を導入していることであるが、ローマ字を介する点からも、表記法上の限界を抱えていたといえよう。「ハングル化」の表記法は、現在の仮名のハングル表記法の模範になったものの、具体的な表記方法では相違する点もある。例えば、長音表記を認めていること、仮名の清音を語頭・語中で区別しないことなどが挙げられる。

3.5. 「外来語表記法」(1986)

3.5.1. 改正の経緯

「ハングル化」の規定を順守しない例が少なくなく、表記の混乱も深刻化するなかで、1976年の「報道用語統一審議委員会」の設置により、報道用の外来語表記の統一問題が本格的に議論されるようになった。これによ

り、1977年から文教部が外来語表記法の改正に着手し、学術専門委員が検討したのち、国語審議会の表記法分課の審議を経て、1979年に改正試案を作成し、世論調査をとおして修正を加えた。

また、1986年アジア大会と1988年オリンピックなど国際イベントを開催する前に、外国の人名・地名などの外来語表記を統一することは、政策的な面でも早急な対応が要求されることであった。このような経緯から、外来語表記法の改正案は、数回のアンケート調査と修正及び検討、そして最終的に国語審議会の表記法分課での審議を経て、1985年に最終施行令が設けられ、1986年に外来語表記法（文教部告示85-11）が告示された。

3.5.2. 「現行の外来語表記法」の概観

「外来語表記法」は、第1章表記の原則、第2章表記一覧表、第3章表記細則（21の言語）、第4章人名・地名表記の原則で構成されている。表記の原則は次のようである。

- 第1項 外来語は現用の24字の子音・母音のみで記す。
- 第2項 外来語の1音は原則的に1記号で記す。
- 第3項 終声には「ㄱ・ㄴ・ㅇ・ㄹ・ㅇ・ㅇ・ㅇ・ㅇ」のみ用いる。
- 第4項 破裂音の表記には濃音を用いないことを原則とする。
- 第5項 すでに定着した外来語は慣用を尊重し、その範囲と用例は別に定める。

上記の原則のなかの第1～3項は「ハングル化」の原則と内容的に同一である。第4項は新たに定められた原則で、表記体系の簡潔化を図っている¹⁶⁾。この項は、実際にはほとんどの言語において、破裂音だけでなく、破擦音や摩擦音の表記にも適用されているものの、日本語と中国語の表記では例外を置いたため、「原則とする」と記されている。第5項は「ハングル化」の第5項と同じ内容ではあるが、慣用表記に関する誤解を招く表現をなくしたものである。

第2章の表記一覧表にある「日本語の仮名のハングル対照表」は次のようになる。

表8 日本語の仮名とハングルの対照表

カナ	ハングル	
	語頭	語中・語末
アイウエオ	아이 우 에 오	아이 우 에 오
カキクケコ	가 기 구 게 고	카 키 쿠 케 코
サシスセソ	사 시 스 세 소	사 시 스 세 소
タチツテト	다 지 쓰 테 도	타 치 쓰 테 도
ナニヌネノ	나 니 누 네 노	나 니 누 네 노
ハヒフヘホ	하 히 후 헤 호	하 히 후 헤 호
マミムメモ	마 미 무 메 모	마 미 무 메 모
ヤイユエヨ	야 이 유 에 요	야 이 유 에 요
ラリルレロ	라 리 루 레 로	라 리 루 레 로
ワ(ヰ)ウ(ヱ)ヲ	와 (이) 우 (에) 오	와 (이) 우 (에) 오
ン		ㄴ
ガギグゲゴ	가 기 구 게 고	가 기 구 게 고
ザジズゼゾ	자 지 즈 제 조	자 지 즈 제 조
ダヂヅデド	다 지 즈 데 도	다 지 즈 데 도
バビブベボ	바 비 부 베 보	바 비 부 베 보
パピプペポ	파 피 푸 페 포	파 피 푸 페 포
キャキュキョ	가 규 교	카 큐 교
ギャギュギョ	가 규 교	가 큐 교
シャシュシヨ	샤 슈 쇼	샤 슈 쇼
ジャジュジョ	자 주 조	자 주 조
チャチュチョ	차 추 초	차 추 초
ニャニュニョ	냐 뉴 뇨	냐 뉴 뇨
ハヤヒュヒョ	하 휴 효	하 휴 효
ビャビュビョ	바 뷰 뵤	바 뷰 뵤
ピャピュピョ	파 퓨 표	파 퓨 표
ミャミュミョ	마 뮤 묘	마 뮤 묘
リャリュリョ	라 류 료	라 류 료

上記の対照表で目立つことは、第1章第4項の破裂音の表記には濃音を用いないことを原則とするという規定に従い、「カ」→「카」、「タ」→「타」、「パ」→「파」で表記することである。しかし、日本語の破擦音の表記には「ッ」→「ㄷ」のように濃音が用いられている。

表記細則は第6節に登場するが、第1項では韓国人の言語生活を考慮し、促音「ッ」は「ㄷ」のみで記すことにしている。第2項では長音を表記しないこととし、「ハングル化」の問題点を解決している。外国語から外来

語になったことは、韓国語に同化された状態であるため、長音のない韓国語の音韻体系を考慮し、長音表記をしないことになった。

第4章のなかで日本語と関連する条項は、次の二つである。

第3項 日本の人名と地名は過去と現代を区別せず、日本語表記法に則って表記することを原則とし、必要とされる場合、漢字を明記する。

第4項 中国と日本の地名のなかで韓国の漢字音で読む慣用があるのはこれを認める。

東京 도쿄, 동경 京都 교토, 경도

第3項は、外国の人名、地名のような固有名詞が生活のなかで使われるようになると、外来語に属することになり、ハングル対照表に従わなければならないことを意味する。第4項は、漢字文化圏にある韓国で、韓国の漢字音で発音し表記してきた慣行を一部の地名に限り尊重することを示す。

4. おわりに

以上、本稿では、韓国における外来語表記政策の変遷について、仮名のハングル表記に絞って概観してみた。外来語表記を議論する際には、外来語の受容方法を綿密に調べなければならない。外来語は受容方法により①外国語の音を転写 (transcription) した場合の表音的外来語、②翻訳した場合の表意的外来語、③純化 (純粋な韓国語に置き換える) した場合の純化外来語、の三種に分けられる。しかしながら、韓国の語文規範では、外来語の形式的な概念を規定する内容はどこにも見当たらない。「ハングル正書法の統一案」から「現行の外来語表記法」まで一貫して語文規範で扱っている外来語表記法は①の音声転写型の表記法のみである¹⁷⁾。

今までの外来語表記法の政策の第1原則は、現用の24字以外の文字は用いないということである。これは表記形式の同化 (韓国語化) の条件を充たすためである。これは、韓国語では存在しない音韻、例えば、「ザ」「ズ」「ヅ」を新しい文字を使わず、其々「자」「즈」「즈」で表記することや長音の表記をしないことなどで実現されている。

第2原則は表音主義であり、できるだけ外国語の原音に近い表記をしよ

うとするものである。したがって、「現行の外来語表記法」ではローマ字を媒介とせず、言語ごとに表記規定が定められている。なお、漢字文化圏に属する韓国の特殊性と寛容性を尊重したうえで、韓国語の漢字音を地名に限って認める条項も注目に値することであろう。しかし、表音主義では、まず第1原則を考慮した後に、技術的に配合されなければならないものである。このような技術的配合は、日本語の仮名のハングル表記において、音韻の位置が語頭か語中・語末かにより平音か激音に別けられることからうかがえる。ところが、第1章第4項の破裂音の表記には濃音を用いないことを原則とするという規定が、実際にはほとんどの言語において、破裂音だけでなく、破擦音や摩擦音の表記にも適用されているものの、日本語の破擦音の表記には濃音が用いられていること（「ツ」→「ㄷ」）が指摘できる。「ㄷ」の子音は「無声歯茎破擦音」であるが、「現行の外来語表記法」では「無声歯茎摩擦音」の「ㅌ」で表記している。実際、「ㄷ」がタ行の「チ」の子音と似ていること、また濃音の表記を避けるという原則から、「ㄷ」の表記に「ㄷ」を用いる例が増えつつある。

最後に、外来語表記法は、話者を配慮し、表記体系の簡潔さを求める方向に進んできた。このような表記法の制定の原理は、促音と撥音のハングル表記がそれぞれ「ㄱ」と「ㄴ」のように一つになったことからうかがえる。実際の言語使用を考慮するということは、簡単な問題ではない。実際の言語生活と密接な関係をもつメディアなどから調査をしてみると、「ㄷ」の表記に「ㄷ」と「ㄷ」の混用、また語頭の清音の表記に激音の使用などが散見される¹⁸⁾。外国語表記法の政策を立てる際、言語使用の実態を把握し、混乱した状況を解決しようとする学問的な議論は非常に大切である。言語政策のなかで、日韓両言語の音韻論的特徴や表記法の理論を実証的に検討し、機能的かつ実用的な表記法を提案することは今後の課題となる。

【註】

- 1) 韓国の行政機関の「部」は、日本の「省」に該当する。外来語表記法を制定してきた行政機関は、教育部と文化体育観光部がある。
- 2) 主に教育部と文化体育観光部の表記規定の相違があったが、教育部で検定・認定教科書の発行などを担っていた編修局の廃止（1996年）され、2004年教育部が文化体育観光部の規定に従う協定を結び、表記法が統一された（Lee, 2016 : 108）。

- 3) 韓国の語文規範では外来語の形式的な概念を規定した内容はない。標準国語大辞典 (<https://stdict.korean.go.kr/search/searchView.do>) では外来語を「外国から入った言葉で、国語で広く使われる単語」のように規定しており、林 (2008:7) は「外国から国語の中に入ってきた語彙的要素」と説明するが、閔 (1999:350) は「外来の言葉の音素、語彙、統辞まで網羅した総合的な概念」と規定している。本稿では林の見解に従うことにする。
- 4) 朴・金 (2004:60)
- 5) 任 (1996:28)
- 6) 国語研究所 (1985:32)
- 7) 「現行の外来語表記法」とその前の編修資料とを比較対照した内容があるが、簡略に整理したものであり、通時的な研究ではない。
- 8) 朴・金 (2004:61)
- 9) 『THE PR NEWS』2018年4月27日より。
- 10) 「外来語表記法の統一案」が発行された1941年は植民地時代だったため、原本には「国語音表記法」と書いてある。独立後発刊した『ハングル学会50年史』では「国語音」が「日本語」と修正される。本稿では「ハングル学会50年史」のように日本語と記す。
- 11) 『ハングル学会50年史』(1971:231)
- 12) 「가마니」「구두」と「남비」から変わった「냄비」は、現代韓国語の標準単語として使われている。
- 13) 外来語表記が一步後退した印象を与えることについて、当時は使っていない昔の文字を使用して表記上の不便を招いた点が指摘されている (Lee, 2016:115)。
- 14) 沈 (2008:109)
- 15) 林 (1996:49-50)
- 16) 韓国語では激音より濃音からなる語彙が数少なく、機能負担量 (functional load) も濃音の方がはるかに少ない (国語研究所 (1985:32))。
- 17) 「現行の外来語表記法」は厳密な意味で「外国語音借表記法」というべきと指摘されている (Lee, 2011:139-140)。
- 18) 李 (2018:90-98)

【参考文献】

- 朝鮮語学会 (1933) 『한글맞춤법통일안 (ハングル正書法の統一案)』
 ————— (1941) 『외래어 표기법 통일안 (外来語表記法の統一案)』
 한글학회 50돌기념사업회 (ハングル学会50周年記念事業会, 1971) 『한글학회 50년사 (ハングル学会50年史)』、한글학회 (ハングル学会)
 文教部 (1948) 『듣은말 적는 법 (外来語の書き方)』
 ————— (1959a) 『편수자료 제1호: 로마자의 한글화 표기방법 국정교과서 외래어일람표 (編修資料第1号:ローマ字のハングル化表記方法 国定教科書外来語一覽表)』
 ————— (1959b) 『편수자료 제2호: 외국지명 한글표기 (編修資料第2号:外国地名ハングル表記)』

- (1960) 『편수자료 제 3 호 : 한글맞춤법에 관하여, 한글의 로마자 표기법, 로마자 한글 표기 세칙, 교과용 도서 체제 기준안, 중국 지명 한글 표기 원칙 (編修資料第3号: ハングル正書法について. ハングルのローマ字表記法. ローマ字のハングル表記の細則. 教科用図書の体制基準案. 中国地名のハングル表記原則)』
- (1963) 『편수자료 제 4 호 : 사회과 인명, 지명 표기 (編修資料第4号: 社会科の人名・地名の表記)』
- (1986) 『문교부 고시 제 85-11 호 (文敎部 告示 第85-11号)』
- 国語研究所 (1985) 『외래어 표기법 개정안 : 부 해설 (外来語表記法改正案 : 付 解説)』
- 国立国語院 (2018) 『한국어문규정집 (韓國語文規定集)』
- 강인선 (姜仁善, 1996) 「현행 일본어 표기법과 나의 의견 (現行の日本語表記法と私の意見)」 『새국어생활 (新國語生活)』 6-4, pp.122-136, 국립국어연구원 (國立國語研究院)
- 고수만 (高秀晩, 1999) 「현행 일본어 한글표기법의 문제점과 그 개선 방향 (現行の日本語のハングル表記法の問題点とその改善方向)」 『日語日文學研究 : 語學·敎育』 34, pp.35-52, 韓國日語日文學會
- 구본관 (Koo, Bon-kwan, 2010) 『외래어 표기 규범 영향 평가 (外来語表記規範の影響 評価)』, 문화체육관광부 (文化體育觀光部)
- 김세중 (金世中, 1990) 「외래어 표기의 변천과 실태 (外来語表記の変遷と実態)」 『새국어생활 (新國語生活)』 23, pp.112-130, 국립국어연구원 (國立國語研究院)
- (1998) 「외래어의 개념과 변천사 (外来語の概念と変遷史)」 『새국어생활 (新國語生活)』 8-2, pp.5-19, 국립국어연구원 (國立國語研究院)
- 김용각 (Kim, Yong-gak, 2008) 「일본어 한글표기의 문제점 고찰 및 개선안 : 발음교육의 측면에서 (日本語のハングル表記の問題点の考察及び改善案 : 発音敎育の側面から)」 『日本語學研究』 39, pp.109-121, 大韓日語日文學會
- 김정례 (金貞禮, 1995) 「일본 문학작품의 한국어 번역 상의 문제점 : 가나의 고유명사의 한글 표기를 중심으로 (日本文学作品の韓國語翻譯上の問題点 : 仮名の固有名詞のハングル表記を中心に)」 『日本語文學』 1, pp.149-166, 韓國日本語文學會
- 민광준·조남덕 (閔光準·趙南德, 2002) 「일본어 가나의 한글 표기법의 문제점과 개선 방안 (日本語仮名のハングル表記法の問題点と改善方案)」 『日本語學研究』 5, pp.53-64, 韓國日本語學會
- 민현식 (閔賢植, 1999) 『국어 정서법 연구 (國語正書法研究)』, 태학사 (太學社)
- 박창원·김수현 (朴昌遠·金秀炫, 2004) 「외래어 표기 양상의 변천 (外来語表記様相의 변遷)」 『새국어생활 (新國語生活)』 14-2, pp.59-102, 국립국어연구원 (國立國語研究院)
- 심재기 (沈在箕, 2008) 「외래어 표기법의 문제점과 그 해결책 (外来語表記法の問題点とその解決策)」 『새국어생활 (新國語生活)』 18-4, pp.105-124, 국립국어원 (國立國語院)
- 이경숙 (Lee, Gyeong-suk, 2016) 「문교부의 '외래어 표기법' 변천 과정과 수용 양상 : 외래어 표기법 (1986) 제정 이전의 문교부안과 편수자료를 중심으로 (文敎部の「外

- 來語表記法」の変遷過程と受容様相：外來語表記法（1986）制定以前の文教部案と編修資料を中心に）』『정신문화연구（精神文化研究）』39-1, pp.107-139、한국학중앙연구원（韓國學中央研究院）
- 이기문（李基文、1972）『국어음운사연구（國語音韻史研究）』、서울대학교 한국문화연구소（ソウル大學韓國文化研究所）
- 이상규（Lee, Sang-gyu, 2011）『『국어기본법』에 근거한『외래어 표기법』의 문제（『國語基本法』に基づいた『外來語表記法』の問題）』『국어국문학（國語國文學）』158, pp.135-181、국어국문학회（國語國文學會）
- 임동훈（林東勳、1996）『외래어 표기법의 원리와 실제（外來語表記法の原理と實際）』『새국어생활（新國語生活）』6-4, pp.41-61、국립국어연구원（國立國語研究院）
- 임홍빈（任洪彬、1996）『외래어 표기의 역사（外來語表記の歴史）』『새국어생활（新國語生活）』6-4, pp.3-40、국립국어연구원（國立國語研究院）
- （2008）『외래어의 개념과 범위의 문제（外來語の概念と範圍の問題）』『새국어생활（新國語生活）』18-4, pp.5-32、국립국어원（國立國語院）
- 정희원（鄭稀元、2004）『외래어의 개념과 범위（外來語の概念と範圍）』『새국어생활（新國語生活）』14-2, pp.5-22、국립국어연구원（國立國語研究院）
- 최재철（崔在喆、1999）『일본문학 번역과 표기의 제문제（日本文學の翻譯と表記の諸問題）』『日語日文學研究：語學·教育』34, pp.53-83、韓國日語日文學會
- 편무진（片茂鎭、1999）『일본어 한글 표기의 합리적 방안：관용적 표기를 근간으로（日本語のハングル表記の合理的な方案：慣用的な表記を根幹として）』『日語日文學研究：語學·教育』34, pp.17-34、韓國日語日文學會
- 李忠均（2018）『日本語の韓國語表記に関する一考察（研究ノート）』『神奈川大學言語研究』41, pp.83-103、神奈川大學言語研究センター